事　　務　　連　　絡

平成２６年４月１４日

各都道府県

　　　　　 介護保険主管部（局）　御中

各保険者

厚生労働省老健局振興課

「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」の活用について

　介護保険行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成２４年度介護報酬改定に伴い、平成２５年４月から福祉用具サービス計画の作成が義務化されました。福祉用具サービス計画は、福祉用具貸与・販売事業所において福祉用具専門相談員が福祉用具を選定する際に、福祉用具の利用目標を明確化することで、利用者や家族がその目標に向けて福祉用具を効果的に活用できるよう支援することが可能となるものです。また、福祉用具専門相談員においては、利用者像を正確に把握し、計画を文書化することでより専門性を発揮し、利用者に関わる専門職の一員として介護支援専門員等との連携が強化され、より質の高いサービス提供が行われることが期待されます。

今般、福祉用具サービス計画の作成に関するガイドラインが、平成25年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」（検討委員会委員長：澤村誠志兵庫県立総合リハビリテーションセンター名誉院長）においてとりまとめられたので、下記とおり情報提供します。

当ガイドラインは、実際の事例をもとにサービス計画内容の実態及びその支援経過等について把握・分析・評価を行い、福祉用具専門相談員が参照することにより、現場で支援を行う際に活用できる内容として、専門家等による議論を踏まえて作成されています。

つきましては、貴管内福祉用具貸与・販売事業所を始めとして、居宅介護支援事業所の関係者の研修及び支援等の際に幅広くご活用いただけるよう、情報提供について特段のご配慮をお願いいたします。

記

【ガイドライン掲載箇所】

　一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

http://www.zfssk.com/sp/1302\_chosa/abc.html

【注意事項】

　当ガイドラインで示されているサービス計画の様式は一例であり、各福祉用具貸与・販売事業所で使用している様式と異なる場合は、読み替えや様式を変更するなどしてご活用ください。